各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 都 道 府 県 知 公 私 立 大 各国公私立高等専門学校長 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の長 各大学共同利用機関法人機構長 各文部科学省独立行政法人の長 各文部科学省国立研究開発法人の長 日本私立学校振興・共済事業団理事長 公立学校共済組合理事

(,)

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長 山 﨑 雅



# 冬季の省エネルギーの取組について(依頼)

日頃より省エネルギーの取組に御協力いただきありがとうございます。

この度、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において「冬季の省エネルギーの取組について」が決定されました。

ついては、資料1を参照の上、冬季の省エネルギーの取組を推進していただきますようお願いします。

なお、学校設置者にあっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する 衛生管理マニュアル〜学校の新しい生活様式〜」を踏まえ、エアコン使用時において も換気をするなど、学校等の適切な学習環境を確保した上で、無理のない範囲で省エ ネルギーの取組を推進していただきますようお願いします。

都道府県教育委員会教育長においては、域内の市区町村教育委員会に対して、また、 都道府県知事においては、所轄の学校法人(私立学校法第64条第4項に規定する専 修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。)に対して周知していただ くようお願いします。



#### 〈参考〉

文部科学省 HP(省エネ法、グリーン購入法等への取組) https://www.mext.go.jp/a\_menu/shisetu/green/index.htm

経済産業省 HP(「冬季におけるコロナ禍での省エネルギーの取組について」リーフレット・ポースター) https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201023006/20201023006.html

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633503.pdf

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 newlifestyle.html

> 問合せ先 文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課 エネルギー対策企画係 電話 03-5253-4111 (内線 2324)

#### 冬季の省エネルギーの取組について

令和2年10月23日 省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

近年、我が国の最終エネルギー消費量は減少傾向にあるものの、オイルショック以降、エネルギー消費量が大幅に増加した家庭・業務部門をはじめとして、各部門それぞれ更なる省エネルギーの取組が必要である。大半の化石エネルギーを海外からの輸入に依存する我が国においては、エネルギー消費効率の向上を徹底して進め、エネルギー価格の変動等に柔軟に対応できる経済社会を築く必要がある。さらに、世界は地球温暖化という共通の課題に直面しており、これらの解決に向けて、国内外のエネルギー消費効率の改善を一層促進することも必要である。

このような状況の下、平成27年7月に公表された「長期エネルギー需給見通し」におい ては、徹底した省エネルギーの取組の推進により、2030年度に最終エネルギー消費を対 策前比で5,030万 k l 程度(原油換算)の省エネルギーが見込まれており、平成30年 7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」においても、この見通しの確実な実現 に向けて取り組むこととされている。また、平成27年7月、地球温暖化対策推進本部にお いて、温室効果ガスを2030年度に2013年度比26%減少させるという削減目標を含 む、我が国の約束草案を決定した。この「日本の約束草案」や同年12月に合意されたパリ 協定を踏まえ、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」及び「政府がその事務及び事業に 関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(以下「政府実 行計画」という。)」が閣議決定された。そして、令和元年6月には、今世紀後半のできるだ け早期に「脱炭素社会」を実現することを目指す野心的なビジョンを掲げた「パリ協定に基 づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定された。さらに、令和2年3月には、「日本の 約束草案」で示した削減目標の水準にとどまることなく、中期・長期の両面で温室効果ガス の更なる削減努力を追求していくことを表明した「日本のNDC (国が決定する貢献)」を 地球温暖化対策推進本部において決定した。このように、地球温暖化対策の中でも徹底した 省エネルギーの取組を進めていくこととなっている。

これらを実現・達成するためには、行動喚起型の国民運動を実施するとともに、産業界や政府、国民が一丸となって徹底した省エネルギーの取組を実施する必要がある。

本会議では従来から、エネルギーの需要が増大する夏季(6月~9月)及び冬季(11月~3月)に、省エネルギーの重要性を踏まえ、取組を浸透させるため、政府自らの取組を確認するとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛けてきた。令和2年冬季においても、政府自らが率先して取り組むとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組をより一層推進することとする。

#### I. 国民運動の展開

関係府省庁が一丸となり、産業界・労働界・地方公共団体・NPO等と連携し、国民の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や消費者行動の活性化等を通じて、省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進し、我が国を省エネルギー・脱炭素社会に転換していくための取組を展開している。

また、平成28年5月に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」においても、地球温暖化対策計画の記載事項として地球温暖化対策のための普及 啓発等を追加し、家庭・業務部門に対する普及啓発・国民運動を抜本的に強化することと している。

省エネルギー・脱炭素社会への転換は、我慢を強いることではなく、無駄を省いて快適 に生活するというものであり、各分野における省エネルギー行動の変革促進を一層進める ためには、省エネルギーについて一人でも多くの人に効果的に理解してもらうことが必要 である。

このような観点を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、家庭・業務 部門等に対して、省エネルギーに係る情報提供を行い、具体的な行動に結びつけていくた め、下記の取組を進める。

- ・省エネルギーの取組に対する国民各層の理解と協力を得るため、家電製品の省エネ性能 カタログによる情報発信やWEBシステム「省エネ製品買換ナビゲーション『しんきゅ うさん』」の活用による省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品への買換え促 進、省エネルギー月間の広報など、産業、業務、家庭、運輸の各部門において、きめ細 かな情報提供及び普及啓発活動等を実施する。
- ・現在実施している全国的な国民参加型の省エネルギーキャンペーンを継続・拡大強化して実施する。
- ・自治体の庁舎・建築物の省エネルギー改修・建替えを進め、地域の省エネルギーの先進 事例として、地域全体への波及効果を含めて地域の省エネルギー化を実現する。
- ・各家庭のライフスタイルに合わせた省エネルギー、省CO2対策を提案し、効果的な対策に結びつける「家庭エコ診断」を引き続き実施し、更なる認知度の向上を図る。
- ・徹底した省エネルギーを確実に達成するため、省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品、サービス、ライフスタイルを選ぶ具体的な行動を喚起する国民運動「COOL CHOICE」を実施し、旧式のものから省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献するものへの切り替えや、ウォームビズ実施率の向上を進めていく。

# II. 産業界(関係団体、関係業界等)、地方公共団体、NPO等に対する周知及び協力要請

以下に掲げる事項について、産業界(関係団体、関係業界等)、地方公共団体、NPO 等に対し、事業者及び家庭等に省エネルギーの呼び掛けを行うよう、協力を要請する。

その際、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、無理のない範囲で省エネルギーに取り組むべき旨を併せて周知する。

## 1. 住宅・ビル等関係について

#### ① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、エネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減など的確な設計及び施工を行うこと。そして、積極的に省エネと再エネを組み合わせて一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・バウス)・ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) をはじめとするエコ住宅及び建築物の新築や断熱改修等のエコリフォームに努めること。

住宅、ビル等の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、省エネ性能表示のガイドラインに基づき、エネルギー消費性能を表示するよう努めること[図1]。

[図1] ガイドラインに基づく第三者認証の例



また、ディマンドリスポンスに対応した時間帯別・季節別の電気料金メニューが選択できる場合はその活用に努めるとともに、エネルギー管理システム(BEMS・HEMS等)の導入により、ビルの運用方法、住宅の住まい方の改善によるピーク対策及び省エネルギーに努めること。

ビル等においては、省エネルギー診断やESCO事業等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法への見直し等により、省エネルギー化を進めること。

## ② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法)に基づくトップランナー基準の達成状況を示す省エネルギーラベル[図2]、及び米国環境保護庁が定めた国際エネルギースターロゴ[図3]の表示、また、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報 [参照1]等を参考としつつ、省エネルギー性能の高い機器の選択に努めること。選択に当たっては、初期投資負担を伴うものの、これが中長期スパンで回収できることに留意すること。

特に、家庭用エアコンディショナー、家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫、テレビジョン受信機、照明器具、電気便座の購入に当たっては、より省エネルギー性能の高い製品を選択する観点から、省エネルギーラベルによるトップランナー基準の達成状況のみならず、統一省エネラベル[図4]による多段階の省エネルギー性能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めること。エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者(インターネットによる販売等を行う事業者も含む)は、省エネルギーラベル、国際エネルギースターロゴ、統一省エネラベルの表示により、省エネルギー性能に関するきめ細かな情報提供に努めること。

[参照1] 資源エネルギー庁ホームページ (省エネ型製品情報サイト) https://seihinjyoho.go.jp/

[図2] 省エネルギーラベル (例)

[図3] 国際エネルギースターロゴ



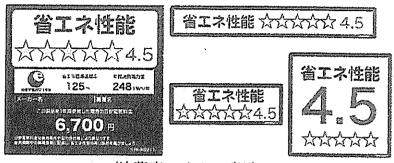






(エアコンの例)

#### 「図4]統一省エネラベル



(冷蔵庫のイメージ※)

※冷蔵庫、冷凍庫、照明器具及び電気便座については、

11 月中に上記様式に変更予定

注:製品のサイズやネット取引等の限られたスペースで 使用する場合は右側のミニラベルを活用すること。

## ③ 機器の効率的な使用

### ・冷蔵庫に関すること

無駄な開閉を控えるとともに、開閉は手早く行うこと。食品の傷みに注意しつ つ、適切な温度設定とすること。放熱スペースの確保のため、周囲と適切な間隔 を空けて設置すること。

## ・照明に関すること

不要な照明はこまめに消灯すること。

#### ・テレビに関すること

部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴するとともに、視聴しない時はこまめに消すこと。

## 暖房に関すること

適切な室温管理(暖房の場合は室温20度目安)をすること。エアコンのフィルターは適切に清掃すること。なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保すること。

#### 調理に関すること

ガスコンロは、炎が鍋底からはみ出さないように調節すること。炊飯器は、タイマーを上手に使うなどにより、なるべく保温時間を短くすること。

#### ・給湯に関すること

シャワーは不必要に流したままにしないこと。

### 2. 工場・事業場関係について

# ① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

以下に掲げる取組の推進を含め、省エネ法に基づく適切なエネルギー管理を実施すること。なお、特定事業者においては、平成28年度から開始した「事業者クラス分け評価制度」によるSABCの評価も踏まえた取組を行うこと。

- ・事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方 針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。
- ・省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。
- ・省エネ法の「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」に基づく電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更など、電気需要平準化に資する措置を実施すること。

#### 「参照]

## ~事業者クラス分け評価制度~

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/enterprise/overview/institution/index.html

~工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準~ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/summary/pdf/ 190401\_handankijun.pdf

~工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針~ http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/summary/pdf/s hishin\_kojyo.pdf

また、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者(年間エネルギー使用量1,500 kl以上の工場等設置者)となった場合には、国へエネルギー使用状況届出書の届出を行うこと。(別添1参照)

# ② 自主的な省エネルギーの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会傘下の業種をはじめとして、2020年及び20 30年に向けた産業界の地球温暖化対策の自主的取組である低炭素社会実行計画を 策定している事業者にあっては、その実現に向け、工場・事業場において技術的に最 高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、 省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の業種に属する事業者においても、参加する業界団体等と連携して計画の早期策定に努めるとともに、策定に至るまでの間も、使用していないエリアの消灯の徹底や空調における適切な温度管理を含め、自主的・計画的に省エネル

ギーの取組を徹底して推進すること。なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保すること。

#### 3. 運輸関係について

# ① 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、それぞれ省エネ法の「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」、「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」及び「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準」に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

また、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者(旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は保有車両トラック200台以上等、荷主は年間輸送量3,000万トンキロ以上)となった場合には、国へ旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は輸送能力届出書、荷主は貨物の輸送量届出書の届出を行うこと。(別添1参照)

## ② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時、並びに休暇におけるレジャー等における移動については、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、 徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

なお、公共交通機関の利用に当たっては、会話は控えめにし、混んでいる時間帯の 利用は避けること。

## ③ エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車(エコカー)の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運と いった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

#### ④ エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ(自分の燃費を把握する、 ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、 タイヤの空気圧を適正に保つ等)の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用 (VICS及びETC2.0サービスの活用等)等とともに、自動車の利用をできる 限り控えることにより省エネルギーに努めること。また、バイオマス燃料等温室効果 ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

#### 4. その他

# ① ISO50001の導入検討

PDCAサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギーマネジメントシステム規格(ISO50001)の導入を検討すること。

[参照]資源エネルギー庁ホームページ (ISO50001 ポータルサイト) https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/iso50001/

# ② 省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直しにより残業を削減等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。また、新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務(テレワーク)を推進すると共に、その際、照明の工夫や空調の効率化も図ること。

従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけ、自ら省エネルギーを実践するための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

## ③ 地域における各機関の連携等

地域の特性を踏まえた省エネルギーの取組を推進するため、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議などを通じて、各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図ること。

#### Ⅲ. 政府としての取組

政府としては、自らが率先して一層の省エネルギーを進める観点から、政府実行計画を踏まえつつ、また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、以下に掲げる事項等を着実に実施することとする。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく基本方針及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」に基づく基本方針等も踏まえることとする。地方公共団体等に対しても同様の取組を行うよう協力を要請する。

# 1. 設備・機器関係について

## ① 空調に関すること

- ・庁舎内における室温の適正管理(暖房の場合は室温19度目安)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図ること。なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保すること。
- ・コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で 可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努めること。
- ・建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮

光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の 向上に努めること。

・冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行すること。

#### ② 照明に関すること

- ・政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努めること。
- ・昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図ること。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底すること。また、新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務(テレワーク)を推進すると共に、その際、不要な照明は消灯すること。
- ・照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底すること。

## ③ 電気機器等に関すること

- ・現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択すること。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図ること。
- ・庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクー リング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、設置台数の 削減や適正な配置を図ること。

### 2. 自動車関係について

#### ① 次世代自動車の導入促進

- ・政府の公用車については、2030年度までに代替可能な次世代自動車 (ハイブリッド自動車 (HV)、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV)、クリーンディーゼル自動車 (CDV)、圧縮天然ガス (CNG) 自動車等)がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めること。2020年度の中間目標として、政府全体で公用車の4割程度を次世代自動車とすることに向けて努めること。
- ・これらの目標を達成するため、関係府省庁は、計画的に次世代自動車を導入すること。

#### ② 公用車の効率的利用と自転車の積極的利用

・通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進すること。 なお、公共交通機関の利用に当たっては、会話は控えめにし、混んでいる時間帯の 利用は避けること。

- ・霞が関の中央官庁において、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する「霞が 関ノーカーデー」を実施すること。
- ・アイドリング・ストップ装置の活用等により、待機時のエンジン停止の励行等の環 境に配慮した運転を行うこと。
- ・霞が関及び地方支分部局等の所在地における自転車の共同利用を一層推進すること。

#### 3. 庁舎関係について

## ① グリーン庁舎の整備及び調達

- ・建築物の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷 の低減に配慮した「グリーン庁舎」の整備を推進すること。
- ・建築物の設計者を選定する際、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガスの 排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の 審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を 進めること。
- ・庁舎の省エネルギー化を進めるため、主要設備等の更新、改修計画の検討に当たっては、当該施設のエネルギー消費量等を踏まえ、総合的な観点からESCO事業導入可能性の判断を行うこと。なお、検討に当たっては、環境配慮契約法により国庫債務負担行為の年限は、当該会計年度以降10箇年度以内に延長されていることに留意すること。

#### ② 庁舎等の省エネルギー化に向けた対応

- ・関係府省において、大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を 実施すること。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うこ と。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費 用対効果の高い合理的な対策を計画、実施すること。
- ・エネルギー管理の徹底を図るため、関係府省において、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム(BEMS)を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組むこと。BEMSにより把握したエネルギー消費量のデータについては、ホームページにおいて公表するなど情報公開を図ること。
- ・エネルギー使用量を適切に把握し、把握したエネルギー使用量を、エネルギーの使用者である職員向けに適切な形で公開するなどして、職員の省エネルギーへの実践 意識を高めるよう努めること。
- ・平成31年4月に導入された省エネ法における国家公務のベンチマーク制度について、制度の対象となる府省はベンチマーク指標の向上に努めるとともに、当該指

標が中長期的に目指すべき水準となることを目指すこと。

## 4. 省エネルギーの普及啓発等について

## ① 省エネルギーの普及活動

地域での省エネルギーの普及活動を行い、イベント等を通じて地域の住民等に積極的に省エネルギーの呼び掛けを行うこと。

なお、政府が主催するイベント等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症 対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」 の実践例を参考にしつつ、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機 関の利用の奨励など、省エネルギーに努めるとともに、民間に委託して行う際には、 併せて可能な場合にはグリーン電力の活用に努めること。また、政府が後援等をする 民間のイベント、会議等についても、同様の取組が行われるよう促すこと。

また、省エネルギーに関し、国における取組内容等の情報提供を行うこと。

#### ② 省エネルギー教育の充実

若年層が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身に付けられるよう、学習機会や広報の充実を図るとともに、学校、企業等に対し、若年層が省エネルギーの重要性についての理解を深めることができるような場の提供等について協力を求めること。

#### ③ 省エネルギー型ライフスタイルの定着

国民にとって省エネルギーが、我慢という消極的なイメージ(生活像)ではなく、新しいライフスタイルとして受け入れられるものとなるよう努めること。

そのため、パンフレットの配布や出前講座等による情報提供を通じて、食生活、ファッション、住環境それぞれの場面における省エネルギーの取組が生活の質の向上につながる価値を創造していること等を伝え、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図ることで、省エネルギー型ライフスタイルの定着を図ること。

## ④ 各府省庁による普及広報活動

各府省庁は、別紙の「冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及活動に努めること。

## 5. その他

#### ① 電気供給契約における環境配慮

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減

に関する取組の状況(再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況) 並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示状況等を定めた 上で、上記資格を満足する者の中から落札者を決定する方式(裾切り方式)を活用す る等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。

# ② ヒートアイランド対策の推進における連携

ヒートアイランド現象は、地域性が強い問題であり、かつ広範な社会・経済活動と 結びついていることから、ヒートアイランド対策の推進においては、地方公共団体、 事業者、住民など関係者と十分に連携しながら、対策を進めていくとともに、地球温 暖化対策、都市政策、交通政策、エネルギー政策等、関連する分野との連携を図り、 地域全体のヒートアイランド軽減に向けて取り組むこと。

以上の政府としての取組を講ずることにより、国の各行政機関におけるエネルギー使用 量を前年度冬季(11月~3月)比で削減するように努めること。また、その効果を把握 し、その後の対策にいかすため、アンケート調査等により実施状況のチェック・アンド・ レビューとその公表を行う。

〇 冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動

		Workston was a second	
<b>a</b>		Ţ	実施する 普及 広報 活動
*	·	官 房	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進
- 1			を図る。
<b>E</b>	郑	制局	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進
	盤	柜	1.政府広報を通じ、冬季の省エネルギーの普及広報活動を行う。 2.ホームページ掲載を通じ、省エネルギーの普及促進を図る。 3.関係団体に対し、冬季の省エネルギー対策の一層の推進について要請する。
	郵	上	1. 省エネルギーの普及促進や、消費生活に関する情報発信の際に省エネルギーの趣旨・意義が反映されることを図るため、「冬奉の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、庁内等に周知する。
	凝	細	<ul><li>1. 情報通信産業の関係団体等に対し、テレワーク等の情報通信技術を活用した交通代替や自動車交通の円滑化、物流の効率化など省エネルギーに資する情報通信利用の普及に努めるとともに、省エネルギーの一層の周知徹底を図るよう要請する。</li><li>2. 道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを実践するため、ETC2.0対応車載器や3メディア対応型VICS対応車載器の普及促進を図る。</li></ul>
			3. 「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、本省内、地方支分部局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
	務	細	1.本省内、地方支分部局等に対し「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)の推進に努めるよう周知徹底を図るとともに、本省内のポスター掲示、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の定着及び実践を図る。
	摋	<del>∕</del> ⁄⁄	1. 本省内、関係団体等に対し「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)の重要性及び推進の周知徹底を図るとともに、 省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の改革及び実践を図る。

争	Newson Spensor	Ţ	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
財務	裕	· 44	<ol> <li>「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、本省内、地方支分部局及び関係団体等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。</li> </ol>
文部本	!	争	1. 敬育委員会及び関係機関等に対し、「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会職決定)の推進に努めるよう周知することにより、普及促進を図る。 2. 学校等における省エネルギー対策の手引きや事例集をホームページに掲載し、省エネルギーの普及促進を図る。
厚任劣	彩	多。	1. 本省内、地方支分部局、関係団体等に対し、省エネルギーの取組の推進に努めるよう要請するとともに、庁舎内のポスター掲示 等を通じ、省エネルギーの普及促進を図る。
服林	· ·	海	農林水産業、食品関行う。
			<ul><li>2. 農業者等に対して、施設園芸の省エネルギー生産管理の実践及び農業機械の省エネルギー利用の推進について皆及啓治市場を行う。</li><li>3. 漁業者等に対して、漁船の経済速度での運行、機関の適正な保守点検等の省エネルギー対策について、インターネットによる情報提供数を通じた準み促進活動を行う。</li></ul>
湖海	桶	<b>素</b>	<ul><li>1. 本省及び地方経済産業局等においてホームページ掲載、イベント等を通じ、省エネルギーの普及促進を図るとともに、関係団体等を通じ省エネルギーの周知徹底を図るよう要請する。</li><li>2. 民間団体等を通じて、</li></ul>
出田田	i k	· 迪	1. (一財) 建築環境・省エネルギー機構等を通じ、省エネルギー基準やその計算方法等に関する精習会を開催するとともに、建築物の総合的な環境性能を評価できる仕組みであるCASBEEの普及を図る。 2. 鉄道事業者に対し、省エネルギーに関するポスターを掲示する等広報に努めるように要請する。 5. 米しょっぱいは動揺によっまかいより配面の鉄幣一覧の情報提供を行う。
			が フィースを がリーン物流パートナーシッ 運輸事業者のグリーン経営(現 関係事業者向け)の配布、講習 交通渋滞の軽減に資するシス

ATTENDED TO STANDARD OF THE PERSON IN		The second secon	AND
12 <u>11</u> 13 2 2 2 3	缅	中	東 施 す る 普 及 広 難 孫 颱
胀	遊	~	ネ・脱炭素社会え
			2. 省エネルギー・省CO2につながる新しいライフスタイルへの転換や省エネルギー効果の高い製品への買換えなどを呼び掛ける。 3. 11月1日から3月31日までの間、政府はもとより、自治体、民間企業、各家庭に対して、「ウォームビズ」の実践の呼びかけ を実施し、適切な暖房使用を推進する。
貅	傑	庁	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、本庁内、都道府県警察、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
and the second			2. 交通需要マネジメント施策等、省エネルギーに資する施策推進の普及広報に努める。 3. 燃料消費量及び二酸化炭素排出量削減の観点から、エコドライブの広報幹発を促進する。
防	簽	細	1. 本省内及び地方支分部局等に対し「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)の資料を配布し、その重要性及び省エネルギーの意義を周知徹底するととれて、ポスター、貼り紙の掲示。省内家ホートページへの担齢生により、 ペーション・デールギー
			促進を図る。
4	1	- 11	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、本庁内、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギ
ji	XII		の普及促進を図る。
A	Ē	-11	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、本庁内及び各復興局等に対し、周知することにより、省エネ
赵	K	- L	ルギーの普及促進を図る。

: . • 

令和2年10月

省エネ法に基づく特定事業者、特定荷主及び特定輸送事業者等の届出等について

一定量以上のエネルギーを消費する工場等(工場又は事務所その他の事業場)の設置者や荷主事業者・輸送事業者等に対し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)では、エネルギー使用状況等を報告することを求めています。下記報告の対象となる事業者(既に指定を受けている者を除く)は、そのエネルギー使用量又は年間輸送量を、所管の経済産業局等に届出(輸送事業者等については、輸送能力を、所管の地方運輸局等に届出)を行い、指定を受けて、毎年度定期の報告を行う必要があります。

工場等: 事業者全体のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500k1/年度以上 ※例えば、電気のみ使用した場合、約500千 kWh/月が目安となります。

- 荷 主: 自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者のうち、年度間の自らの貨物の輸送量(トンキロ)の合計が、3,000 万トンキロ以上
- 輸送:自らの事業活動に伴って、他人又は自らの貨物を輸送している者及び旅客を輸送している者のうち、輸送区分ごとに保有する輸送能力が、一定基準以上(鉄道 300両、トラック 200 台、バス 200 台、タクシー350 台、船舶 2 万総トン(総船腹量)、航空 9 千トン(総最大離陸重量))

各種届出及び報告書等の様式、手続きの詳細については、以下のHP等をご参照頂いた 上で、所管の経済産業局又は地方運輸局までお問合せください。

#### 【資源エネルギー庁HP】(工場等、荷主関係)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/index.html

【国土交通省HP】(輸送関係)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei\_environment\_tk\_000002.html

#### 【経済産業局お問い合わせ先】

経済産業局の窓口	管轄区域	郵便番号 所在地	窓口電話番号 (FAX番号)	メールアドレス
北海道経済産業局	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁会	011-709-1753 (011-726-7474)	hok-shoeneteikidata@meti.go.jp
東北経済産業局 エネルギー対策課	宮城県、秋田県 山形県、福島県		022-221-4932 (022-213-0757)	thk-shoenetelkidata@meti.go.jp
関東経済産業局 省エネルギー対策課		〒330-9715 さいたま市中央区駅都心1番地1 さいたま駅都心合同庁舎一号館	048-600-0443 048-600-0362 (048-601-1302)	SYOENE-TEIICHOUKOKU Gmeti.go.jp
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県 岐阜県、愛知県 三重県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775 (052-951-2568)	chb-shoeneteikidata@meti.go.jp
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6051 (06-6966-6089)	kin-syouene@meti.go.jp
中国経済産業局 エネルギー対策課	岡山県、広島県 山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁焜6-30 広島合岡庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5647)	cgk-shoene@meti.go.jp
四国経済産業局 エネルギー対策課	愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンボート3-33 高松サンボート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)	sik-shoeneteikidata@meti.go.jp
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5474 (092-482-5962)	kyu-shoeneteikidata@meti.go.jp
内閣府沖縄総合革務局 経済産業部エネルギー対策課	沖縄県	〒900-0006那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1759 (098-860-3710)	okn-shooneteikidata@meti.gojp

# 【地方運輸局お問い合わせ先】

www.papa.gr	邊絡先〈住所・管話番号・FAX〉
地方適輸局の窓口	
北海道運輸局	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10 丁目
交通政策部 環境·物流課	TEL 011-290-2726 FAX 011-290-2716
東北遷輸局	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地
交通政策部 環境・物流課	TEL 022-791-7508 FAX 022-791-7539
関東運輸局	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 17 階
交通政策部 環境·物流課	TEL 045-211-7210 FAX 045-201-8807
北陸信越運輸局	〒950-8537 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1
交通政策部 環境 物流躁	TEL 025-285-9152 FAX 025-285-9171
中部運輸局	〒460-8528 愛知県名古歴市中区三の丸 2-2-1 名古屋市合同庁舎第1号館
交通政策部 環境·物流課	TEL 052-952-8007 FAX 052-952-8085
近畿運輸局	〒540-8558 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号
交通政策部 環境・物流課	TEL 06-8949-6410 FAX 06-6949-6169
神戸週輪監理部	〒650-0042 兵庫縣神戸市中央区波止場町 1 番 1 号 神戸第 2 地方合同庁舎
総務企画部 企画課	TEL 078-321-3145 FAX 078-321-3474
中国運輸局	〒730-8544 広島県広島市中区上八丁編 6 番 30 号 広島合同庁舎 4 号館
交通政策部 環境·物液課	TEL 092-228-3496 FAX 082-228-3629
四国運輸局	〒760-0019 番川県高松市サンボート3番33号 サンボート合同庁舎南館
交通政策部 環境・物流課	TEL 087-802-6726 FAX 087-802-6723
九州運輸局	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎新館
交通政策部 環境・物流課	TEL 092-472-3154 FAX 092-472-2316
沖縄総合事務局	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-2-1 那覇第二地方合同庁舎 5階
逐輸部企画室	TEL 098-866-1812 FAX 098-860-2369

# 【省エネ法全般に関するお問合せ先】

(工場等、荷主関係)

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

TEL: 03-3501-9726

(輸送関係)

国土交通省 総合政策局 環境政策課

TEL: 03-5253-8263

#### 【参照条文】

- ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)(抄) (特定事業者の指定)
- 第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者(連鎖化事業者(第十八条第一項に規定する連鎖 化事業者をいう。第四項第三号において同じ。)、認定管理統括事業者(第二十九条第二項に規定 する認定管理統括事業者をいう。第六項において同じ。)及び管理関係事業者(第二十九条第二項 第二号に規定する管理関係事業者をいう。第六項において同じ。)を除く。第三項において同じ。) のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度(四月一日から翌年三月三十一 日までをいう。以下同じ。)の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの 使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。
- 2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。
- 3 工場等を設置している者は、その設置している全ての工場等の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者(以下「特定事業者」という。)については、この限りでない。

#### 4~7 (略)

#### (特定荷主の指定)

- 第百九条 経済産業大臣は、荷主(認定管理統括荷主(第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主をいう。第五項において同じ。)及び管理関係荷主(同条第二項第二号に規定する管理関係荷主をいう。第五項において同じ。)を除く。次項において同じ。)であつて、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が政令で定める量以上であるものを、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。
- 2 荷主は、前年度における前項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる 貨物の輸送量が同項の政令で定める量以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、<u>そ</u> の輸送量に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、 同項の規定により指定された荷主(以下「特定荷主」という。)については、この限りでない。

#### 3~6 (略)

#### (特定貨物輸送事業者の指定)

- 第百一条 国土交通大臣は、貨物輸送事業者(認定管理統括貨客輸送事業者(第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第百二十五条第一項及び第五項において同じ。)及び管理関係貨客輸送事業者(第百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第百二十五条第一項及び第五項において同じ。)を除く。次項において同じ。)であつて、政令で定める貨物の輸送の区分(以下「貨物輸送区分」という。)ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該貨物輸送区分ごとに指定するものとする。
- 2 貨物輸送事業者は、貨物輸送区分ごとに前年度の末日における前項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、当該貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された貨物輸送事業者(以下「特定貨物輸送事業者」という。)の当該指定に係る貨物輸送区分については、この限りでない。

#### 3.~5 (略)

(特定旅客輸送事業者の指定)

- 第百二十五条 国土交通大臣は、旅客輸送事業者(認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。次項において同じ。)であつて、政令で定める旅客の輸送の区分(以下「旅客輸送区分」という。)ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該旅客輸送区分ごとに指定するものとする。
- 2 旅客輸送事業者は、旅客輸送区分ごとに前年度の末日における前項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、<u>その輸送能力に関し、当該旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。</u>ただし、同項の規定により指定された旅客輸送事業者(以下「特定旅客輸送事業者」という。)の当該指定に係る旅客輸送区分については、この限りでない。

3~5 (略)

(航空輸送事業者に対する特例)

- 第百三十九条 国土交通大臣は、航空輸送事業者(本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送を、業として、航空機を使用して行う者をいう。以下同じ。)であつて、<u>政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を</u>特に推進する必要がある者として指定するものとする。
- 2 (略)
- 3 航空輸送事業者は、前年度の末日における第一項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める 基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、<u>その輸送能力に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない</u>。ただし、同項の規定により指定された航空輸送事業者(以下「特定航空輸送事業者」という。)については、この限りでない。

4~5 (略)

- ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)(抄) (特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量)
- 第二条 法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量の合計量についての政令で定める数値は、次項により算定した数値で<u>千五百キロリットル</u>とする。
- 2 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度に おいて使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ 経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量(以下「原油換算エネル ギー使用量」という。)とする。

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量)

第十二条 (略)

2 法第百九条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、三千万トンキロとする。

(特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十条 法第百一条第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、<u>当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおり</u>とし、同項の政令で定める基準は、<u>当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおり</u>とする。

の生活」アトス化学ののまなど	Cit No morable No. (1977). 1 1 be N. Ch. Ed. 1 1 1 1 1 1	
鉄道による貨物の輸送	鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条	三百
	第一項に規定する鉄道事業の用に供する車両であ	両
	つて貨物の輸送の用に供するものの数 (第十五条第	
	一項において「車両数」という。)	
道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三	事業用貨物自動車(貨物自動車運送事業法(平成元	二百
号)第二条第八項に規定する事業用自動車	年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨	台
(以下この条において「事業用自動車」とい	物自動車運送事業の用に供するものに限り、被けん	
う。)であつて貨物の輸送の用に供するもの	引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させる	
(以下この項において「事業用貨物自動車」	ことを目的として製作した用具であるものをいう。	
という。)による貨物の輸送	以下この条において同じ。)を除く。)の数	
事業用自動車以外の自動車であつて貨物の	自家用貨物自動車(次に掲げるものを除く。)の数	二百
輸送の用に供するもの(以下この項において	一 被けん引車	台
「自家用貨物自動車」という。)による貨物	二 三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車(被けん	
の輸送	引車を除く。)	
船舶による貨物の輸送	内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)第	二万
	二条第二項の内航運送をする事業の用に供する船	トン
	舶の合計総トン数	

# (特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十四条 法第百二十五条第一項の政令で定める旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道(軌道を含む。)による旅客の輸送	鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業(軌道	三百
	法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業を含	両
	む。)の用に供する車両であつて旅客の輸送の用に	
	供するものの数	
乗合自動車による旅客の輸送	道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動	二百
	車運送事業(同号ハに規定する一般乗用旅客自動車	台
	運送事業を除く。)の用に供する自動車の数	
乗用自動車(乗合自動車を除く。)による旅	道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅	三百
客の輸送	客自動車運送事業の用に供する自動車の数	五十
		台
船舶による旅客の輸送・	海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二	二万
	条第二項に規定する船舶運航事業(一定の航路に旅	トン
	客船を就航させて人の運送をするもの(本邦の港と	
	本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の	
	各港間における人の運送をするもの及び特定の者	
	の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを	
	除く。)に限る。)の用に供する船舶の合計総トン数	

## (特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準)

- 第十六条 法第百三十九条第一項の政令で定める輸送能力は、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第二条第十八項の航空運送事業の用に供する航空機(過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。)の<u>最大離陸重量の合計</u>とする。
- 2 法第百三十九条第一項の政令で定める基準は、九千トンとする。

# 冬の省エネ対策 35

照明	1 昼休みの消灯(節電担当者の選定、節電意識の向上) 2 使用していない講義室・無人部屋の消灯 3 窓側、廊下の消灯(ブラインドを開けて光を取り込む) 4 照明機器の清掃
OA 機器	<ul> <li>5 FAX よりメールの活用</li> <li>6 両面印刷の奨励</li> <li>7 パソコン (モニター含む)・周辺機器の帰宅時電源 OFF</li> <li>8 利用の少ないコピー機、プリンターの削減</li> <li>9 パソコンの輝度調整 (40%程度)</li> <li>10 パソコンの離席時のスタンバイモード設定</li> <li>11 待機電力の抑制 (OA タップの活用) (年末年始のプラグ抜き)</li> </ul>
空調機	12 暖房時 20℃の徹底 13 ウォームビズ (プラスもう一枚)の徹底 14 エアコン運転時間の縮減 15 ひざ掛け・カイロの活用 16 空調使用中は窓や扉を閉鎖 17 サーバ室の設定温度の見直し (必要性の検討) 18 使用していない講義室・無人部屋のエアコン停止 19 終業時のエアコン停止 (タイマー設定の活用) 20 フィルターの自主清掃 21 加湿器・サーキュレーター (空気攪拌機)の積極的採用
設備	22 エレベータの利用自粛(階段利用の奨励、2up/3down は階段で) 23 自動ドアの利用自粛
就業	<ul> <li>24 アセンブリータイムの実施 (午後の電力使用量の多い時間帯を、研究室内ミーティング、研修などに充てることで、人のいる部屋を限定し、他の部屋は空調・照明を OFF)</li> <li>25 残業時の部分消灯</li> <li>26 定時一斉退庁の強化 (ノー残業デーの徹底)</li> <li>27 夕方以降の会議・業務照会・指示の禁止</li> </ul>
研究	28 実験用冷蔵庫等の整理・集約化(小型冷蔵庫を極力廃止) 29 高効率冷蔵庫への積極的更新 30 実験機器・換気扇等の不使用時の電源 OFF 31 実験の計画的実施
水回り	<ul> <li>32 電子レンジ・ポットなどへの OA タップの活用</li> <li>33 冷蔵庫の設定温度の適正化</li> <li>34 節水の促進(送水ポンプや上下水道施設の消費電力の削減)</li> <li>35 不必要な換気扇の停止</li> </ul>